

介護職員処遇改善加算等の取得に伴う賃金改善状況について

当法人では、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、ベースアップ等加算を取得し、職員の賃金改善を行っております。

1 福祉・介護職員処遇改善加算

介護職員の賃金改善のために平成24年創設されました。その後、昇給につながるキャリアアップ制度の仕組みを構築し、職員の資質を向上させることや労働環境を整備し介護職員の定着をはかることで加算の算定を行っております。

1) キャリアアップ要件Ⅰ・Ⅱ

- ① 職員の職位、職務内容に応じた任用等の要件を定めています。
- ② 職位、職責または職務内容に応じた賃金体系について定めています。
- ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、法人職員に周知しております。
- ④ 上位者・職員等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談を行っております。

2) 職場環境等の要件

【入職促進に向けた取り組み】

- ・ 他産業からの転職、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の取組の構築。

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得する者に強度行動障害支援者要請研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント受講等支援を行っております。

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・ 職員の事情等に状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度の整備。
- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備。
- ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実。

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや職員のための休憩室の設置等健康管理対策。

【生産性向上のための業務改善の取組】

- ・ 高齢者の活用(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化。

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の勤務環境やケア内容の改善。
- ・ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報提供を共有する機会の提供。

2 介護職員特定処遇改善加算

現行の福祉・介護職員等処遇改善加算に加え、令和元年度から福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。

従来の処遇改善加算に加え、キャリア(経験・技能)のある介護職員に対しさらなる処遇改善を行うものです。

3 介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃金アップ効果を継続することから現行の処遇改善加算および特定処遇改善加算に加え令和4年10月から介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されました。

基本給等の引き上げによる賃金改善を行い、介護職員等のさらなる処遇改善を行うものです。